

はじめに

平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震、平成23年の東日本大震災等では、大規模に谷や沢を埋めた造成地で滑動崩落が発生し、住宅や公共施設等に被害が発生しました。

本市においても、地震による滑動崩落の可能性が懸念されることから、市内の大規模盛土造成地の位置、規模及び種類を調査しました。

大規模盛土造成地マップとは

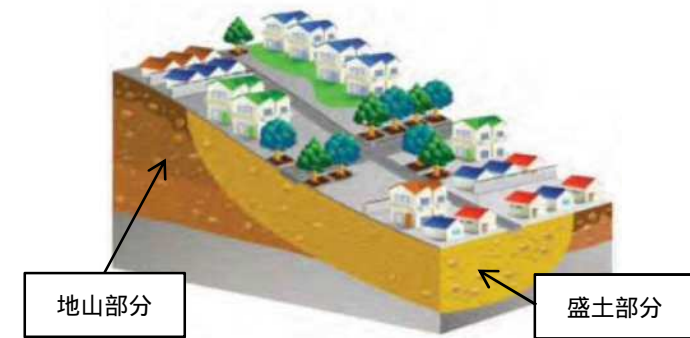
大規模盛土造成地マップは、市民の皆様が大規模な盛土造成地の存在を知っていただくことにより、地域防災に対する意識を高め、災害の防止や、被害の軽減に役立てるために作成したものです。

大規模盛土造成地とは

国では、次のいずれかに該当するものを「大規模盛土造成地」と定めています。

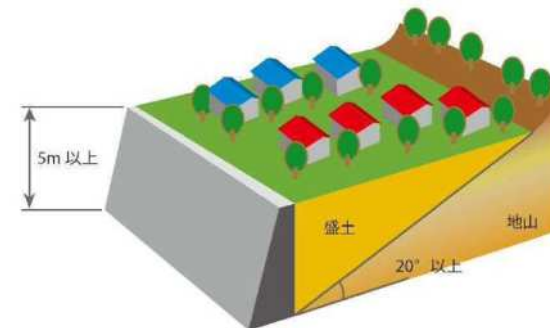
【谷埋め型大規模盛土造成地】

谷や沢を埋め立てた造成宅地で、盛土の面積が3,000平方メートル以上のもの



【腹付け型大規模盛土造成地】

傾斜地に盛土した造成宅地で、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上かつ盛土の高さが5メートル以上のもの



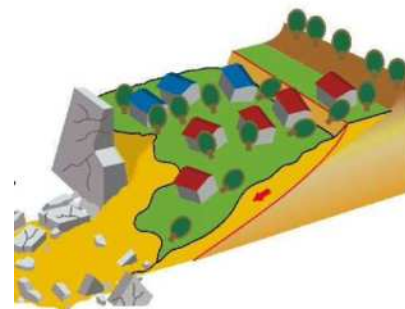
滑動崩落とは

地震発生時に、盛土全体又は大部分が、主として盛土底面部を滑り面にして、旧地形に沿って斜面下部方向へ流動又は崩落する現象のことです。

【谷埋め型大規模盛土造成地】**滑動崩落後**



【腹付け型大規模盛土造成地】**滑動崩落後**



大規模盛土造成地に関するQ & A

Q1. マップに示されている「大規模盛土造成地」は、危険ということですか？

A1. 大規模盛土造成地マップは、市内に分布する大規模盛土造成地の概ねの位置及び種類を示したものであり、マップに示されている位置が必ずしも危険というわけではありません。

Q2. 大規模盛土造成地に自分の土地が入っていますが、土地の開発や建築の際に何か特別な手続きは必要ですか？

A2. 大規模盛土造成地に自分の土地が入っていても、特別な手続きは必要ありません。

Q3. 大規模盛土造成地マップを公表した目的は何ですか？

A3. マップの公表は、大規模な地震に備えて市民の皆様が大規模盛土造成地の存在を知ることによって関心を持っていただくとともに、地域防災に対する意識を高めて、災害の防止や被害の軽減に役立てていただくことを目的としています。

Q4. 市はどんな取り組みをしていますか？

A4. 本市では市内全域を対象に、大規模盛土造成地の分布状況を把握する調査を実施しました。宅地の造成前と造成後の地形図等を重ね合わせ調査した結果、9カ所の大規模盛土造成地があることが分かりました。それを踏まえ、大規模盛土造成地の概ねの位置を示した大規模盛土造成地マップを作成しました。

宅地の耐震化に関する情報

宅地災害は、大切な我が家だけでなく、命に関わることもあります。

宅地の耐震化や宅地災害に関する情報は、以下のホームページなどから見ることもできます。

【宅地の耐震化に関するホームページ】

国土交通省 宅地防災トップ

<http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>

国土交通省 宅地防災 パンフレット等

<http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>

【問い合わせ先】

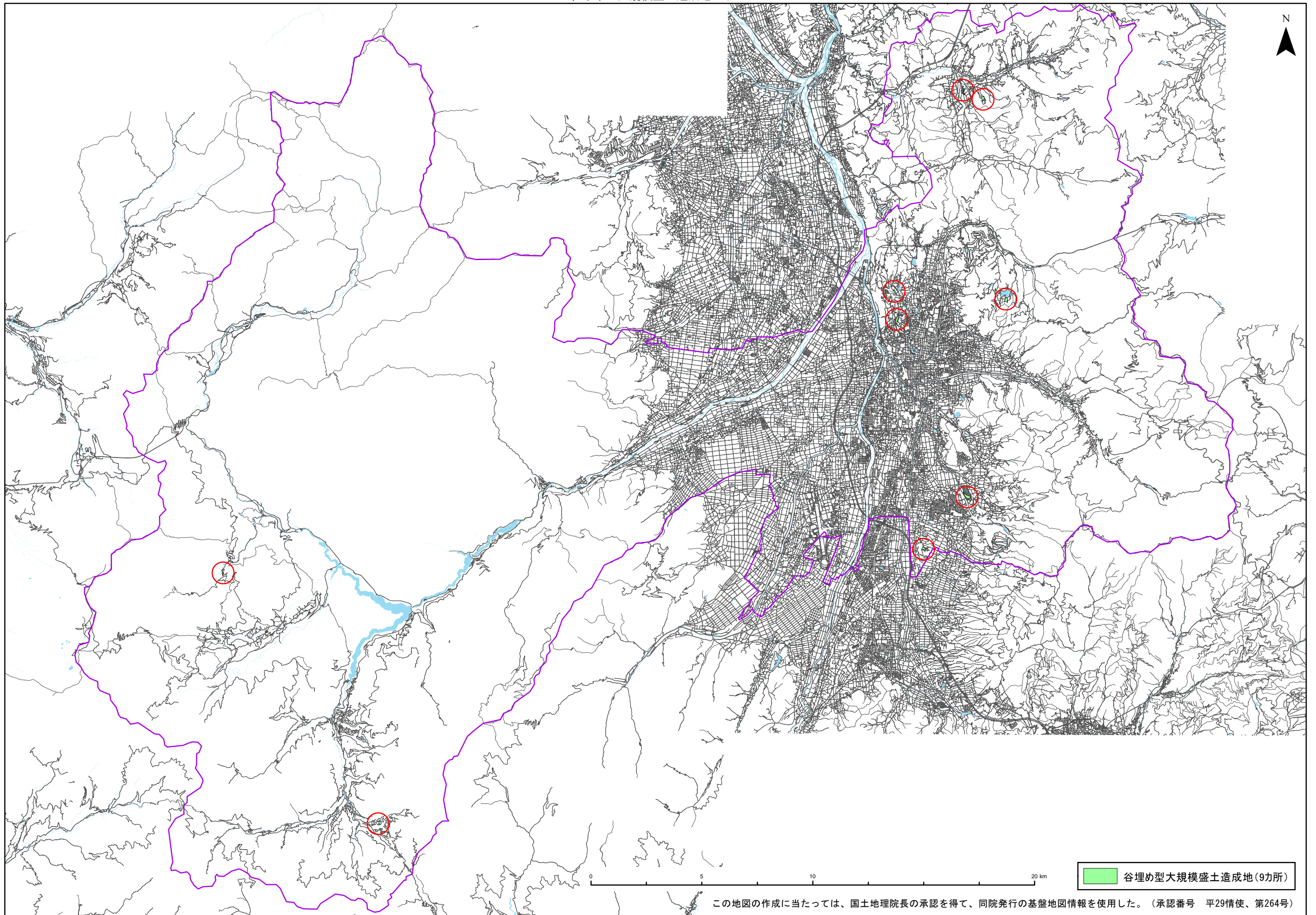
松本市 建設部 建築指導課（本庁舎4階）

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

電話：0263-34-3255（直通）

E-mail：kentiku-s@city.matsumoto.lg.jp

ホームページ：http://www.city.matsumoto.nagano.jp/



谷埋め型大規模盛土造成地(9カ所)

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第264号)

大規模盛土造成地マップは、市内に分布する大規模盛土造成地の概ねの位置及び種類を示したものであり、マップに示されている位置が必ずしも危険というわけではありません。